日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会 全成分表示名称委員長 片桐 崇行 薬事委員長 荻野 和男 専務理事 山本 順二

ヤシ油及びパーム核油由来成分の化粧品の表示名称について

拝啓時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和元年9月11日薬生発0911第4号「『医薬部外品原料規格2006』の一部改正について」と題する厚生労働省医薬・生活衛生局長通知により、ヤシ油由来成分の基原にパーム核油由来成分を包含させる等の改正がありましたが、日本化粧品工業連合会の自主基準として2006年(平成18年)4月に導入した薬用化粧品等の医薬部外品の成分表示への影響はないものと考えております。

一方、化粧品については、2001年(平成13年)4月から医薬品医療機器等法に基づく成分表示が義務付けられ、各位におかれましては日本化粧品工業連合会の「化粧品の成分表示名称リスト」を用いて成分表示を実施されているものと考えますが、化粧品の表示名称はいわゆる INCI名の日本語訳を基本に作成しており、INCI名ではヤシ油由来成分とパーム核油由来成分は由来が異なるとして別の表示名称となっているため、日本の表示名称もそれに準じて別の表示名称となっています。さらに、こうした成分の由来に触れることなく構造だけに着目した「トリ脂肪酸(C10-18)グリセリル」のような表示名称も存在しています。

日本化粧品工業連合会傘下会員各位におかれましては、既存の表示名称の活用あるいは新たな表示名称を登録いただくことにより、適切に化粧品の成分表示を実施されるようよろしくお願い申し上げます。

ただし、医薬部外品原料規格の一部改正に見られるように、ヤシ油(ココヤシ)ではなくパーム核油(アブラヤシ)を用いてヤシ油誘導体あるいはヤシ油脂肪酸誘導体が製造されている状況や原料のロットごとにその配合内容が変わる可能性がある等の状況を考慮して、表示名称に「ヤシ」や「ヤシ油」あるいはヤシ油由来成分で「コカ」や「ココ」が付された成分については、脂肪酸組成がヤシ油とほぼ同じである限りにおいては、下記の通り取扱うことに致しましたのでご

留意くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、下記の取扱いは暫定的な対応のため、より適切な表示名称を用いて成分 表示を実施されるようお願い申し上げます。

さらに、次の点をご連絡致します。

- 1. 今回の対応は化粧品の成分表示に関わることから、日本化粧品工業連合会は 2020年4月30日からHPに別添の内容を掲載すること。
- 2. 化粧品等を輸出する場合には、このような取扱いは適用されないと推測されるため注意すること。

以上よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日本化粧品工業連合会が公表する「化粧品の成分表示名称リスト」において、「ヤシ」や「ヤシ油」が付された表示名称及びヤシ油由来成分で「コカ」や「ココ」が付された表示名称の定義には、当分の間、脂肪酸組成がヤシ油とほぼ同じである限りにおいては、パーム核油を由来とするものも包含するとみなし、当該表示名称を使用することができる。

ただし、次の1.から4.に掲げるものは、この取扱いの対象としない。

- 表示名称に「ヤシ」が付く成分のうち次の成分 アサイヤシ、アメリカアブラヤシ、オウギヤシ、オオミテングヤシ及 びナツメヤシを表示名称に用いた成分
- 表示名称に「コカ」が付く成分のうち次の成分 アルトカルプスラコカ木エキス、サルコカプノスクラシフォリアカル ス溶解質、ソラヌムリコカルプム果実エキス、ミシマサイコカルス培養エキス
- 3. 表示名称に「ココ」が付く成分のうち次の成分 ココヤシエキス、ココヤシ果実、ココヤシ果実エキス、ココヤシ果汁、 ココヤシ殻、ココヤシ花糖、ココヤシ水、サッカロミセス/ココヤシ 花蜜発酵液、シノプシスクエブラココロラド木エキス
- 4. 原料の製造面から上記の対応が不要と考えられる成分 ヤシ油、アブラヤシ果実エキス

以上